

国際プロジェクト実習以外のインターンシップについて

プログラム生が国際プロジェクト実習以外のインターンシップを行うことになった場合は、全員 GSDM 事務局に届け出てください（工学コンピテンシーII でインターンシップを行う場合も含まれます）。

GSDM の奨励金を受給している場合には、2017 年 9 月 1 日以降、GSDM プログラムとの関連性がプログラム教員によって認められれば、インターンシップ従事中でも奨励金を受けられることになりました。

インターンシップに参加する場合は、以下の要領で必ず事前に届出をしてください。

【提出書類】 申請書（プログラムとの関連性をしっかり説明すること）
アクセプタンスレター
報酬や日当、交通費などの支給がある場合はその詳細がわかるもの

【提出期限】 インターンシップを開始する月の前月 1 日の朝 8 時
例) 10 月 16 日から開始する場合、9 月 1 日の朝 8 時
但し、9 月開始分に限っては 8 月 28 日(月)朝 8 時とする。

【審議結果の連絡】

教員の審議後、結果をメールにてお知らせします。プログラムとの関連性が認められた場合には、インターンシップ中も奨励金を受給できます。認められなかった場合には、インターンシップ中の奨励金は停止します。

【差額調整】

インターンシップ先から報酬や日当を受給する場合は、その合計額を毎月の奨励金額から引いた額を奨励金として支給します。

例) 毎月の奨励金額が 20 万円、インターンシップ先から支払われる月額報酬 6 万円、日当の月額 9 万円の場合

200,000 円 - 60,000 円 - 90,000 円 = 50,000 ⇒この額をその月の奨励金としてお支払いします。

インターンシップ先からの報酬と日当の合計額が奨励金の受給額を超える場合、GSDM 奨励金は停止します。

【期限後の提出】

申請書の提出が遅れた場合、インターンシップ開始前に審議がされない可能性があります。その場合は奨励金を停止し、承認後に奨励金の支払いを再開します。奨励金を停止していた期間の分を遡って支給することはありません。

インターンシップ開始後の申請は認めません。事前に届出ることなくインターンシップに参加した場合、インターンシップに参加している間の奨励金は返金していただきます。

(注 奨励金は日割しません。月単位です。)